附則第四十九条第二項中「三年を」を「六年を」に、「三年経過日」を「経過日」に、「おいて個人番号又は」を「おいて個人番号及び」に改め、「第八十一条の七第三項第一号」の下に「（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）」を、「第三百三十七条第一項」の下に「（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を加える。

附則第五十一条第三項中「三年経過日」を「経過日」に、「おいて個人番号及び」に、「に規定する」を「（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する」に、「、所得税法施行令」を「、同令」に、「の規定を」を「（無記名公社債の利子等の受領者の告知書の記載事項等）の規定を」に改め、同条第六項中「係る新令」を「係る所得税法施行令」に、「準用する新令」を「準用する同令」に改める。

附則第五十二条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「おいて個人番号及び」に改め、「所得税法施行令第三百三十九条第九項」の下に「（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）」を、「第三百三十七条第四項」の下に「（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を、「第八十一条の十一第三項」の下に「（無記名公社債の利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項）」を加える。

附則第五十四条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「おいて個人番号及び」を「おいて個人番号及び」に改め、「受理した所得税法施行規則第八十一条の二十一第二項」の下に「（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を加える。

附則第五十五条中「所得税法施行規則第八十一条の二十一第二項」の下に「（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」を、「所得税法施行規則第八十一条の二十一第二項」の下に「（交付金銭等の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を、「所得税法施行令第三百四十三条第四項」の下に「（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を、「同令第八十一条の二十一第二項」の下に「（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」を加える。

附則第五十六条中「所得税法施行規則第八十一条の二十一第二項」の下に「（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」を、「所得税法施行規則第八十一条の三十」の下に「（償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」を、「所得税法施行令第三百四十三条第四項」の下に「（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を、「同令第三百四十六条第六項」の下に「（償還金等の受領者の告知等）」を、「同令第三百四十三条第四項」の下に「（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を、「同令第八十一条の二十一第二項」の下に「（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」を加える。

附則第五十七条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「おいて個人番号又は」を「おいて個人番号及び」に改め、「受理した所得税法施行規則第八十一条の三十四第二項」の下に「（信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」を、「第三百四十九条第四項」の下に「（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を加える。

附則第五十八条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「おいて個人番号又は」を「おいて個人番号及び」に改め、「受理した所得税法施行規則第八十一条の三十六第五項」の下に「（先物取引の差金等決済をする者の告知）」を、「第三百五十条の四第四項」の下に「（先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を加え、同条第三項中「名称又は」の下に「当該告知の際に」を加える。

附則第五十九条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「おいて個人番号又は」を「おいて個人番号及び」に改め、「受理した所得税法施行規則第八十一条の三十九第二項」の下に「（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）」を、「第三百五十条の九第四項」の下に「（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を加える。

附則第六十条第二項中「新規則第八十二条第一項又は第八十三条第一項に」を「所得税法施行規則第八十二条第一項（利子等の支払調書）又は第八十三条第一項（配当等の支払調書）に」に、「つき新規則」を「つき所得税法施行規則」に、「、新規則」を「、同令」に改め、同条第三項中「つき新規則」を「つき所得税法施行規則」に、「、新規則」を「、同令」に改める。

附則第六十九条第二項中「新規則」を「所得税法施行規則」に改め、「限る。）」の下に「（株式等の譲渡の対価等の支払調書）」を加え、同条第三項中「新規則」を「所得税法施行規則」に改め、同項第三号中「新令第三百四十六条第四項」を「所得税法施行令第三百四十五条第四項（償還金等の受領者の告知等）」に改め、同項第四号中「新令」を「所得税法施行令」に改める。

附則第七十条第二項中「新規則第九十条の三第一項」を「所得税法施行規則第九十条の三第一項（交付金銭等の支払調書）」に改め、同項第三号中「新令第三百四十五条第四項」を「所得税法施行令第三百四十五条第四項（交付金銭等の受領者の告知等）」に改め、同項第四号中「新令」を「所得税法施行令」に改める。

附則第七十一条第二項中「新規則第九十条の四第一項」を「所得税法施行規則第九十条の四第一項（信託受益権の譲渡の対価の支払調書）」に改める。

附則第七十二条第二項中「新規則第九十条の五に」を「所得税法施行規則第九十条の五（先物取引に関する支払調書）に」に、「つき新規則」を「つき所得税法施行規則」に改める。

附則第七十三条第二項中「新規則第九十条の六」を「所得税法施行規則第九十条の六（金地金等の譲渡の対価の支払調書）」に改める。

附則に次の一条を加える。

（個人番号を確認した場合の特例）

第八十七条　附則第四十九条第二項（利子等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項に関する経過措置）に規定する貯蓄取扱機関等の営業所の長、附則第五十四条第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）に規定する株式等の譲渡の対価の支払者、附則第五十五条（交付金銭等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）に規定する交付金銭等の交付者、附則第五十六条（償還金等の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）に規定する償還金等の交付者、附則第五十七条第二項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払者、附則第五十八条第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置）に規定する商品先物取引業者等又は附則第五十九条第二項（金地金等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等に関する経過措置）に規定する金地金等の譲渡の対価の支払者（以下この項において「貯蓄取扱機関等の営業所の長等」という。）が附則第四十九条第二項に規定する利子等若しくは配当等の支払を受ける者、附則第五十四条第二項に規定する株式等の譲渡の対価の支払を受ける者、附則第五十五条に規定する交付金銭等の交付を受ける者、附則第五十六条に規定する償還金等の交付を受ける者、附則第五十七条第二項に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者、附則第五十八条第二項に規定する先物取引の差金等決済をする者又は附則第五十九条第二項に規定する金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者（以下この項において「番号未告知者」という。）の個人番号を国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の四第二項（振替機関の加入者情報の管理等）の規定による同項に規定する番号等（以下この条において「番号等」という。）の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該貯蓄取扱機関等の営業所の長等に附則第四十九条第二項、第五十四条第二項（附則第五十五条又は第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十七条第二項、第五十八条第二項又は第五十九条第二項の規定による個人番号の告知があったものとみなす。この場合における附則第四十九条第三項、第五十四条第三項（附則第五十五条又は第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十七条第三項、第五十八条第三項及び第五十九条第三項の規定の適用については、これらの規定中「当該告知のあった者の個人番号又は法人番号及び当該告知の際に提示を受けた確認書類の名称又は当該告知の際に署名用電子証明書等の送信を受けた旨」とあるのは「附則第八十七条第一項（個人番号を確認した場合の特例）の規定により同項に規定する番号未告知者の個人番号を確認した旨及びその確認した個人番号」とする。